

高知県災害福祉支援ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 大規模災害時における要配慮者に対する円滑な福祉支援を目的として、高知県災害福祉支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害

(2) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他一般の避難所において特別な配慮を必要とする者

(3) 福祉支援

避難生活の早期の段階から、その福祉ニーズを的確に把握するとともに、可能な限りそのニーズに対応し、生活機能の維持を支援すること

(4) 高知県災害派遣福祉チーム

福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害発生時に一般の避難所において要配慮者を支援するチーム（以下「チーム」という。）

(5) チーム員

チームを構成する者

(協議内容)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 大規模災害時におけるチームの編成、派遣及び受援等の活動に関すること。
- (2) チーム員の登録及び研修・訓練に関すること。
- (3) 関係機関・団体等との連絡・情報共有に関すること。
- (4) チームに関する周知・啓発に関すること。
- (5) その他ネットワーク会議の活動推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 ネットワーク会議は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で構成する。

- 2 ネットワーク会議に会長を置き、社会福祉法人高知県社会福祉協議会副会長をもって充て、会長はネットワーク会議の会務を総理する。
- 3 ネットワーク会議に副会長を置き、高知県子ども・福祉政策部副部長（総括）をもって充て、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 ネットワーク会議の活動に関して検討を行うため、ネットワーク会議に部会を置くこ

とができる。

(会議)

第5条 ネットワーク会議は、会長がこれを招集する。

2 別表に掲げる構成団体のほか、会長が必要と認める者を会議に参加させることができる。

(事務局)

第6条 ネットワーク会議の事務局は、高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課に置く。

なお、その事務局業務を社会福祉法人高知県社会福祉協議会に委託することができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

区分	団体名
社会福祉施設等関係団体	高知県老人福祉施設協議会 高知県介護老人保健施設協議会 高知県地域密着型サービス協議会 高知県身体障害者（児）施設協会 高知県知的障害者福祉協会 高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会 高知県児童養護施設協議会 高知県通所サービス事業所連絡協議会 高知県保育所経営管理協議会 高知県社会福祉法人経営者協議会
福祉職の職能団体	一般社団法人高知県社会福祉士会 高知県介護福祉士会 高知県精神保健福祉士協会 高知県介護支援専門員連絡協議会 高知県相談支援専門員協会 高知県医療ソーシャルワーカー協会 一般社団法人高知県訪問看護連絡協議会
社会福祉協議会	高知県社会福祉協議会
市町村	高知市
県	高知県